

## 規制改革検討シート（案）〈農林〉

## 【農林1】

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 規制改革事項                     | 認定農業者制度の見直し  |
| 規制の概要・<br>根拠法令             | <p>認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度（5年計画を作成し、経過後に再認定を受ける制度）であり、認定農業者に対しては、スーパーL・S 資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。</p> <p>しかしながら、現在では、認定農業者の経営実態と市町村の基本構想が必ずしも一致しないことや、計画の再認定のチェック機能が不足している等の指摘がなされている。</p> <p>〈農業経営基盤強化促進法第12条、「認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインについて」〉</p> |
| 規制改革の方向性                   | <p>認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないこと及び計画はほとんどチェックなしに再認定されるなど、制度が形骸化していることを踏まえ、今後我が国農業を真に担う経営者のためのものになるよう、本制度を根本的に見直す。</p> <p>（①認定に際し、「市町村の計画に沿った」とする要件の廃止、②認定・再認定の厳格化、③主業農家を対象とする施策であることの明確化、等）</p>  |
| 賛成の意見<br>（要望具体例、<br>経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村という地方公共団体が、民間の創意工夫による多様化・多角化、市町村や都道府県を跨いだ規模拡大、輸出等を行う農業経営者の経営計画に対応できる基本構想を策定し認定することは困難である。</li> <li>・ 一部の市町村では、再認定を受けず認定農業者を辞めたい高齢農家に対し、無理矢理経営計画を作成させている場合がある。認定農業者数を維持し、本制度を存続させることが自己目的化しており、本制度の意義を失っている。</li> <li>・ 農業者にとっても、スーパーL 資金（公庫による低利融資制度）</li> </ul>   |

を利用するためだけに認定を受けているとの指摘もあり、本来の制度目的から乖離している。

- ・ 農業経営者が金融機関から融資を受ける際、現在は、①認定農業者であることに加え、②財務体質のチェック、と二重に審査されている場合が多い。本来、②が適切に行われれば、①は不要である。

意欲と能力のある農家を認定農業者として認定し、農政の重点的支援を行う事が目的だが、現行の定義では経営規模の観点から欠落しており、零細農業者でも農業生産性を向上する意思を表明する事で、認定を受けることが出来る。農業の生産性向上には経営規模の拡大が欠かせないはずであり、競争メカニズムの正常化を否定する面がある。

真に育成すべき対象を明確化し、農政による施策は、国全体の資産である農地を有効活用し、優良な農産物を効率的に生産する主業農家に重点的に行われる様、制度を変更すべき。

又、各自治体・地域に認定基準にばらつきがある事も、流通業者、消費者にとって制度の目的やメリットを分かりにくくしており、改善が必要。

経営意欲の高い農業者を選抜し、支援を集中させていくために有効な制度だが、各自治体が認定農業者の数にこだわり、改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促すなどしており、本来の認定農業者制度の目的からズレてしまっている。また、国民に認定農業者という名前はほとんど知られておらず、政府が何を基準に農業者に支援をしているのかわかりにくい。

自営の場合、青色申告をしているかどうかを認定基準に設けるのはどうか。まず国民にわかりやすい。認定のための審査も簡素化、合理化が期待できる。従来作成してきた5年後の経営目標は、融資を受ける際に必要となるが、金融機関に事業計画書を提出するはずなので、これをもって充当すればいい。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>想定される反論</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村は、地域の土地利用や営農の状況等地域の農業事情に最も精通しており、地域の標準的な経営目標を基本構想に定め、経営改善計画の認定を行う主体として最も適していると言える。</li> <li>・ 認定に当たっては、JA や農業委員会等の農業関係者のほか、必要に応じて中小企業診断士、税理士等の経営の専門家や、消費者等の農外からの意見を聴取するなどして、市町村の審査を補完する体制を整備している。</li> <li>・ 現在、全国の認定農業者数は 248,557 経営体(平成 21 年 9 月末時点)と、制度は十分活用されており、見直しの必要性はない。</li> </ul> |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |   |

【新浪委員②】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>規制改革事項</p>           | <p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備<br/>認定農業者の制度について</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>  | <p>【概要】<br/>認定の基準に経営面積や生産高等の数量的規定が無い。認定基準の内容が弾力的過ぎる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>農業経営基盤強化促進法</p>  |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p>    | <p>意欲と能力のある農家を認定農業者として認定し、農政の重点的支援を行う事が目的だが、現行の定義では経営規模の観点で欠落しており、零細農業者でも農業生産性を向上する意思を表明する事で、認定を受けることが出来る。農業の生産性向上には経営規模の拡大が欠かせないはずであり、競争メカニズムの正常化を否定する面がある。</p>  |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p> | <p>真に育成すべき対象を明確化し、農政による施策は、国全体の資産である農地を有効活用し、優良な農産物を効率的に生産する主業農家に重点的に行われる様、制度を変更すべき。</p> <p>又、各自治体・地域に認定基準にばらつきがある事も、流通業者、消費者にとって制度の目的やメリットを分かりにくくしており、改善が必要。</p> |

【青山委員】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 規制改革事項          | 認定農業者制度の見直し   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <p>認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の向上を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定するもので、低利融資制度や農地流動化対策などの支援措置が講じられている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p>                                      |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>経営意欲の高い農業者を選抜し、支援を集中させていくために有効な制度だが、各自治体が認定農業者の数にこだわり、改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促すなどしており、本来の認定農業者制度の目的からズレてしまっている。また、国民に認定農業者という名前はほとんど知られておらず、政府が何を基準に農業者に支援をしているのかわかりにくい。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>自営の場合、青色申告をしているかどうかを認定基準に設けるのはどうか。まず国民にわかりやすい。認定のための審査も簡素化、合理化が期待できる。従来作成してきた5年後の経営目標は、融資を受ける際に必要となるが、金融機関に事業計画書を提出するはずなので、これをもって充当すればいい。</p>  |

【農林2】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 米の先物市場の開設  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>平成17年12月9日に東京穀物取引所が農林水産省にコメ先物試験上場の認可申請を提出したが、農林水産省は、「政府が米穀の需給及び価格の安定を図るため、各般の施策を講ずることによりコメの生産調整の円滑な推進を図っている状況の下では、コメの先物市場を開設した場合、政府が生産者を生産調整に参加するよう誘導している施策の効果を損なう等米政策と整合しないとして、生産調整の円滑な推進、ひいては『コメの生産に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある』と考えられる」として不認可とする決定を行った。</p>   |
| 規制改革の方向性               | 米の先物市場の開設を容認すべきである。  |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自民党政権下ではコメ生産の適・不適に関わらず、全国一律的な調整が行なわれていたが、民主党戸別所得補償制度では生産調整は選択制となり、これまで農林水産省が上場を不認可とした理由が消滅している。</li> <li>・ コメの集荷・販売の競争が激化する中で、現物市場(コメ価格センター)の取引の減少による実勢価格形成が困難になっており、公正で透明性のある指標価格の提供に対する要請が強まっている。</li> <li>・ 安定した農業経営のため、価格変動に対するリスクヘッジニーズが高まっている。</li> </ul> |
| 想定される反論                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引が機能するためには、当事者及び機関投資家など多数の売買が行われる大きな市場規模と高い流動性により大きな価格変動が生じることが必要であり、主食であるコメをそのような市場で扱うべきではない。</li> <li>・ 先物市場の開設において、コメ生産者、流通業者、消費者等の理解及び合意が十分に得られているとは言えない。</li> </ul>   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |  |

【農林3】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 規制改革事項             | 我が国酪農の競争力強化のための見直し  |
| 規制の概要・根拠法令         | <p>生乳取引は、その95%が生産者からJA(単位農協)、農協連等を通じて全国10(北海道及び沖縄を含む)の指定生乳生産者団体(指定団体)に全量委託される方式(指定団体制度)で行われている。委託された生乳は、指定団体が一括して各乳業メーカー等と交渉し、年度ごとの用途別単価及び生乳の納入先がそれぞれ決められる。</p> <p>また、指定団体は、自らが主体となって実施する計画生産に参画した生産者だけに支給される補助金(補給金)の受け皿としての役割も担っている。各生産者に支払われる乳代は、その属する指定団体が受け取る用途別販売乳代の合計を平均した単価(プール乳価)に補給金を加えて計算されるため、同一指定団体下の生産者は基本的に同一の基準単価によって計算された乳代を受け取る。</p> <p>&lt;加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第5条、第6条、農林水産省生産局長通知「『指定生乳生産者団体の受託規程について』の一部改正について」(平成18年1月27日、17生畜第2501号)別紙第2条(委託の原則について)等&gt;</p> |
| 規制改革の方向性           | <p>全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにする。</p> <p>併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる体系にする。</p>  |
| 賛成の意見(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者が生乳の一部を自らマーケットに提供すれば、その時点で指定団体への「全量委託」ではなくなり、補給金及び各種補助制度の対象からも基本的に外れてしまう仕組みとなっている。これでは、生産者は指定団体への全量委託か完全な独力かの二者択一を迫られ、自立を躊躇してしまい、多様な生産者が生まれない。</li> <li>・ 現在の制度下でも品質差の評価に基づく価格差は存在するが、僅かにすぎないため、品質の向上へのインセンティブが働かず、経営改善につながらない。生乳の一部を自らマーケットに提供して品質向上のリターンを得ることができれば、経営を安定さ</li> </ul>  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>せつつ収益を向上させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要予測を反映した計画生産量に基づき、毎年年初に当該年度の契約数量を締結するため、自らの中長期的経営ビジョンを策定することが困難であり、戦略的な経営ができない。</li> <li>・ JA－県連合会－指定団体という多層構造であり、各段階において委託費用が発生するため、補助金の仕組みの簡素化によりコスト削減が図られ、生産者手取り及び生産者が利用できる補助額が増大する。</li> </ul> |
| <p>想定される反論</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度により、我が国の生乳の需給調整が達成されている。</li> <li>・ 生産者においても、指定団体としてまとまることで、生乳取引における乳業メーカーに対する交渉力の向上が図られている。</li> <li>・ 指定団体の出荷を望まないのであれば、自ら販売する道があり、それを何ら妨げるものではない。</li> </ul>   |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |  |



【農林 4】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 農業補助金受給要件のいわゆる「3戸要件」を廃止して、一定規模以上等の要件に代替する  |
| 規制の概要・根拠法令             | 農家が3戸以上集まらないと補助金を受けられない。   |
| 規制改革の方向性               | 農業補助金受給要件のいわゆる「3戸要件」を廃止して、一定規模以上等の要件に代替する。   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>農家の共同事業でなければ補助の対象としないというのは、ほとんどの農家が等しく小さかった農地改革後の状況に対応したものである。しかし、農家の分化が進んだ現在、零細な農家3戸が集まって2haで農業を行えば補助金を受けられ、10haの農家1戸では補助金を受けられないのは、不合理である。</li> </ul> |
| 想定される反論                |  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |  |

【新浪委員④】

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>        | <p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備<br/>農産物輸出事業促進について</p>  |
| <p>規制の概要・根拠法令</p>    | <p>【概要】<br/>農産物輸出事業をより促進するために支援制度構築が必要</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>植物防疫法等</p>  |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p> | <p>農産物、特に青果物の販路確保は営農活動の持続には切り離せない課題である。限られた国内販路にその優位性を武器に競い合うことも技術・品質向上などには有用な策であるが、世界への日本の青果物紹介は新規販路として有望であると位置づけられる。</p> |
| <p>要望具体例、経済効果等</p>   | <p>一部すでにその動きは活発化しているが、農産物輸出事業をより促進するために支援制度構築が必要である。</p>   |

## 【澤浦委員④】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 規制改革事項          | 種類株式の上場の制度化をする  |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】<br/>無議決権株式などの種類株式の上場が可能になることで、生産活動をしていく上で現場に決裁権があることが重要な農業法人が、直接資本を調達することが出来て農業生産性が高まる。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>会社法？<br/>出資法？</p>   |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>農業は資本産業でありながら、直接資本調達の方法は限られてきた。農地を守るという意味では正しいところもあるが、農業を産業として発展させようとしたときに限界がある。</p> <p>又、農業法人を経営していて、農業が成功する大きな要因の中に「決裁権が現場にある」ことがとても重要である。現場から遠い株主の意見に左右される状況では年月を越える農業生産は継続できない。</p> <p>外国では無議決権株式の上場市場があると聞いた。又、日本の中にもプロの投資家を対象とした上場制度はあるようだが、まだ上場企業はどこもしていない状況である。</p> <p>このような中で、農業の特質を考えたときに、無議決権株式の上場制度の創設は今後の農業経営を大きく飛躍させる種になると考える。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>様々なノウハウを持った農業法人が生産力を高めて、国内の食料生産力を上げていくと考えられる。</p>  |

【野高委員④】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 規制改革事項                | 転作制度の見直し   |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p>【概要】</p> <p>1970年以降の減反政策として、輪作や麦、豆類、由菜などといった作付け作物の変更などによる転作が義務付けられ、水田からの転作地には転作奨励金等が補助されてきた。</p> <p>戸別補償制度としての取り組みの中でも主食用米以外の作付け作物を対象とした交付金制度が組み込まれている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家戸別補償制度(自給率向上事業)</li> </ul>  |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>減反政策として転作地を対象に交付されてきた奨励金は、米あまり現象への対応策として実施されてきたものであり、稲作を行っていた水田において麦、豆類、野菜、飼料作物などの農作物を生産した圃場に対して交付されるべきものと考えられるが、現状においては蓮根のようにもともと水田において栽培される作物についても転作地として奨励金が交付されてきたものが見受けられる。</p> <p>農家戸別補償制度においても自給率向上事業として主食用米以外の作物への交付基準が設定されているが、もともと水田作であるという農作物については交付の対象から除外するべきではないかと考えられる。</p> <p>これらの作物人の交付ではなく農業者への戸別補償や農業者成補助金とし、新規農業就労者等へ補助制度としたほうがより公平な補助の交付となるのではと考えられる。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等       |  |

【農林5】

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>     | <p>国家貿易制度の見直し</p>  |
| <p>規制の概要・根拠法令</p> | <p>麦や乳製品等におけるミニマムアクセスなどの関税割当数量については国家貿易が行われている。</p> <p>(1)農林水産省(麦等)</p> <p>適量の麦を安定的かつ計画的に輸入することを理由に、農林水産省が直接売買する国家貿易を行うとされている。しかし、実際には農林水産省は各製粉メーカー等から必要とされた量を集計し、その量の輸入は輸入業者に委託されている。</p> <p>2010年10月からは、民間ができることは民間が担いながら麦の安定供給を図っていくため、即時売買方式(※)が導入された。</p> <p>(※)①国が商社に委託して輸入、②商社が配船を実施、③本邦到着後直ちに国が実需者に販売、④国の計画に従い製粉業者等が備蓄を実施。</p> <p>従来とは、配船及び備蓄主体が国から民間へ移行する点が大きく異なる。</p> <p>&lt;主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条、第43条&gt;</p> <p>(2)(独)農畜産業振興事業団(乳製品等)</p> <p>農畜産業振興事業団が、国家貿易機関として、カレント・アクセス輸入(※)を一元的に行うこととなっており、輸入する指定乳製品等の品目別数量、時期などについては、毎年度、国内の指定乳製品の需給・価格動向等を勘案し決定しているとされている。しかし、実際は委託された輸入業者が輸入している。</p> <p>輸入された乳製品については、差益(マークアップ)が上乗せされたうえ、入札で一番高い値をつけた乳製品メーカー等が機構から売渡しを受けることが出来るとされている。</p> <p>(※)平成5年12月に妥結した多国間貿易交渉(ガット・ウルグアイ・ラウンド)における国際約束に基づき、平成7年度以降、毎年度、生乳換算で137千トンの指定乳製品等を輸入。</p> <p>&lt;独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条&gt;</p> |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <p>規制改革の方向性</p>                     | <p>麦や乳製品等について行われている国家貿易制度について、競争環境の整備及び行政の効率化の観点等から、民間に移行し国は割当数量配分のみにとどめるなど、国家貿易制度の在り方(担い手、手法等)について見直すべきである。</p>  |
| <p>賛成の意見<br/>(要望具体例、<br/>経済効果等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等は割当数量の管理を行えば十分で、売買の主体となる必要性は乏しい。特に即時売買方式の導入後の麦においては、国家貿易の外形をとりながら、そのほかの関税割当品目同様に、国は実質的に割当数量の管理をしているにすぎないと言える。</li> <li>・ 麦や乳製品等を購入するメーカーが良いものを安く購入しようとする企業間競争が阻害される。民間企業の輸入を促進することで、事業者の創意工夫の発揮される余地が大きくなるとともに、企業間競争が促進され、消費者の利益に資する。</li> <li>・ 国家貿易制度を見直すことで、行政の効率化にも資する。</li> </ul> |
| <p>想定される反論</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家の一元的な管理により、安定的かつ計画的な輸入が図られており、民間参入を認めれば、需給バランスが崩壊し、我が国の食の安全が維持できないおそれがある。</li> </ul>   |
| <p>当該規制改革<br/>に対する基本<br/>的考え方</p>   |   |

【農林6】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 農薬取締法の農薬登録の項目から効果テスト、薬害テストを義務項目から外す  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>農薬取締法はその成立時点で効果が無い粗悪な製品あるいは薬害発生する資材を排除するという目的が主であった。薬取締法に期待されることは、安全性の向上であり環境負荷の軽減である。にもかかわらず、現在の農薬登録の基準の中に効果テスト、薬害テストが義務付けられている。</p> <p>現在の農薬マーケットにおいて、仮に薬害が発生したり効果が無かった場合には、農薬メーカーまたは販売業者は農家にその弁済をしている。企業は自らの企業防衛のために、国から義務化されずとも自ら販売に必要な効果テスト薬害テストを必要な使用地域の試験研究機関などに依頼し行っている。これを制度化されていることは、農薬関連団体に居場所を与えているだけである。</p> |
| 規制改革の方向性               | 農薬取締法の農薬登録の項目から効果テスト、薬害テストを義務項目から外すべきである。  |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この効果テスト、薬害テストを農水省の基準によって行わねばならないために、必要な農薬の登録に時間がかかり、新たな病害への対応が遅れ、また、その試験コストが増すために農薬価格が高額になるという弊害がある。</li> <li>・ また、これまでも農水省が効果テストで認めた農薬でも、使用后数年で耐性が生じ効果が無くなるというケースもある。その意味でも、安全性、環境負荷の最小化と言う問題担保した上で、効果テスト、薬害テストへの国の関与は無くすか、最小限にすべきと思われる。</li> </ul>                                |
| 想定される反論                |  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |  |

【農林7】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | あらたな農業地域金融への規制緩和   |
| 規制の概要・根拠法令             | 『「新しい公共」を支える金融スキームの拡充』にあるように、NPO 金融や農業ファンドといったソーシャルファイナンスを助長させる規制緩和が求められる。従前の規模の経済を主軸にした金融のみの社会から、一方、範囲の経済や関係の経済を主軸にした公共社会金融の機能が求めはじめられており、農業をも包含した新たなソーシャルファイナンスを定義し、その運営に必要なスキームと制度整備が必要となる。 |
| 規制改革の方向性               | 具体的には、商法における匿名組合契約についての本人確認法による本人確認の手続きについて、その法の趣旨をふまえた範囲内で少額場合の本人確認等については免除する等の措置及び、貸金業法第4段階施行で導入される指定信用情報機関制度において、NPOバンク等を適用除外とすること等の緩和が求められる。   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業及び地域産業が生活者との関係を構築するに当たり、あらたな非営利的金融手法の導入によって、社会的機能としての農業等の取組を支援する公共社会金融の枠組みの整備とその規制の緩和が必要である。</li> </ul>   |
| 想定される反論                |  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |  |



【農林8】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 食品の安全確保に関する合理的見直し①<br>(生乳の抗生物質の検査方法の見直し)  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>現在、生乳の抗生物質の検査については、以下の通り重複して検査がなされている場合が多い。</p> <p>① 集乳所(酪農家)単位で、TTC法検査(5分程度の簡易検査で抗生物質の有無についての判断可能。)をおこなって陰性の生乳を出荷</p> <p>② 乳業工場の生乳受入検査として、TTC法より感度の高いペーパーディスク法(専門的な施設で5時間程度必要)及び迅速に測定できる検査法として例えばスナッフ法により生乳受入可否を決め確認</p> <p>③ 最終製品の検査としてペーパーディスク法を用いて確認</p> <p>また、(社)日本酪農乳業協会に酪農および乳業関係者の代表者からなる生乳検査精度管理委員会が作成する生乳検査マニュアルにおいても、抗生物質検査として公定法であるペーパーディスク法が普及・推進されている。</p> <p>&lt;乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表二(乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準)&gt;</p> |
| 規制改革の方向性               | <p>現在では、簡易検査であっても相当の検出レベルが達成できるため、一定の検査精度が担保されれば、ペーパーディスク法以外の検査も認める。併せて、検査回数を削減し、検査の合理化を図る。</p>   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複して検査する必要がなくなり、検査の合理化が図られる。</li> <li>・ 生乳検査が1度で済むため、時間及びコスト削減に資する。</li> <li>・ 酪農家毎に生乳検査が可能になり、個々の責任が明確になることで、生乳品質が担保されることが見込まれる。</li> </ul>   |
| 想定される反論                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の精度が落ち、安全性が維持できないおそれがある。</li> </ul>  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |

【農林9】

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>                  | <p>食品の安全確保に関する合理的見直し②<br/>         (輸入食品の検査命令における優良製造者・加工者への特例)</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>         | <p>輸入食品は食品衛生法に基づき輸入届けが義務付けられており、その際、食品衛生法違反の蓋然性が高いと判断(輸出国事情・食品特性・同種食品の違反事例等)される輸入食品等については、厚生労働大臣が輸入者に対し所要の検査を自らの費用で受けるべきことを命ずることができ、輸入者は検査合格通知を受け取るまで輸入手続きを進めることができない(検査命令制度(※))。</p> <p>(※) 検査命令の発動や解除条件は毎年改定され、「輸入食品監視指導計画」にて公表。</p> <p>&lt;食品衛生法第26条第3項、第27条、「輸入食品監視指導計画」、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」&gt;</p>                               |
| <p>規制改革の方向性</p>                | <p>検査命令の対象となる輸出国・商品等に該当する場合でも、安全性確保のための合理的な措置(※)がとられている場合には、当該商品等の輸入の都度の検査を省略できるようにすべきである。</p> <p>(※) 例えば、特定の食品等を繰り返し輸入する場合で、かつ輸出国において製造者・加工者がHACCP認証の取得等特に優れた管理・検査体制を構築していると認められ、当該商品等が検査命令の対象となった後に初めて輸入する際に検査を行い問題がなかった場合等</p>  |
| <p>賛成の意見<br/>(要望具体例、経済効果等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品の届出手続きの簡素化のため、初回輸入時届出書に検査成績書を添付し、審査の結果問題がなければ、一定期間は当該項目について次回から輸入の都度の検査を省略可能とする制度があるが、検査命令対象国・食品では、本制度が適用できず、不合理である。</li> <li>・ 優れた管理・検査体制を構築し、安全性に極めて留意する製造者・加工者でも、違反のあった製造者・加工者と同様に輸入の都度検査を受けねばならない。特例措置の導入により、事業者毎の食品安全への取組がさらに促進される。</li> <li>・ 手続きの簡素化により、効率的な輸入が図られ、時間及び費用の削減に資する。</li> </ul> |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  |   |
| 想定される反論          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品衛生法違反の蓋然性が高いために検査命令対象としており、特例措置を認めれば、検査命令制度が骨抜きになる。</li></ul> |
| 当該規制改革に対する基本的考え方 |   |

【澤浦委員①】

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>                  | <p>現在非加熱果汁については、品質基準だけでなくその製造機械まで法律で規定されているので、実質的には非加熱果汁は販売されていない。</p> <p>製造機械まで規格基準に入っていると言うことは、実質的に販売できないと言うことであるが、これを最終的な品質基準のみにする事で、非加熱果汁飲料の製造販売が可能となる。</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>         | <p>【概要】<br/>現在の清涼飲料水の規格基準の中で、非加熱果汁について最終的な品質基準だけでなく、その製造工程まで（密閉型全自動作<br/>什器）を使用することが基準になっている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>清涼飲料水の規格基準</p>   |
| <p>規制改革要<br/>望・賛成の意<br/>見等</p> | <p>ボトリングされた非加熱果汁はドイツやオランダ、アメリカでは一般的に販売されている。</p> <p>しかしながら現在日本では、飲食店やジュースバーのみにその販売の道は無く、非加熱のジュースをボトリングして販売することは出来ない状態である。</p> <p>最終的な品質規格はもちろん重要であるが、その製造過程において製造機械まで限定している今の規格は国産果汁の販売の道を閉ざしていると思える。</p> <p>この規格を最終的な品質基準のみに緩和することで、今までに無い美味しい果汁を消費者が手にすることが出来、国内産業の新たな成長につながると考える。</p> |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p>        | <p>特に、非加熱ジュースの製造が可能になったときに、国内産の農産物の使用量が増大し、地域の発展につながり、更に、その製造工場が生産現場に近い地方に建設されれば、地域活性化にもつながると考える。</p>  |

【白倉委員③】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>           | <p>農業用施設用地に大規模野菜生産施設建設による農地転用基準の見直し（大規模野菜生産施設の基準の明確化）</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>  | <p>【概要】<br/>大規模野菜生産施設の生産現場では衛生面の管理が重要なため床をコンクリートにする必要がある。<br/>農地転用の運用上は、床をコンクリート等の堅固な永久構造にした場合は農地転用が必要としている。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>農地法</p>   |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p>    | <p>農地の減少及び自給率の向上の面から今後、野菜工場は増加するものと推測するが、大規模野菜生産施設の明確な基準がないため、農地法・建築基準法等の協議に時間を要している。<br/>農業生産法人が、農地を利用して大規模な野菜生産施設を建設する場合は農業用施設として認め、床をコンクリートで固めても転用の必要はないものとする。<br/>農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱い基準の明確化により、開発、建築確認等の簡素化が図られることにより、企業参入の促進及び農地有効利用の推進も図れる。</p> |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p> | <p>本市では畑地帯総合整備事業により、農業の継続が困難な農家の農地を集積した土地に、食糧自給率の向上と、雇用の拡大を目的として農業生産法人の経営する大規模野菜生産施設を誘致し、建設に向けての協議を進めているが、大規模野菜生産施設の基準が明確でないため協議に時間を要している。</p>   |

【野高委員②】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 土地改良事業に伴う受益者負担の軽減措置及び制度の見直し  |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <p>農業生産基盤の向上のため、農林水産省の農業農村整備事業として国等の補助事業により施行された土地改良事業であるが、昭和40年代に実施されたものについては設備の老朽化が顕著である。これらを修繕改修するためには莫大な事業費に加え受益者の更なる負担が発生する。</p> <p>従前の土地改良事業における負担金も存在するなかで、新たな負担増については農業経営の更なる悪化を招いてしまう。</p> <p>-----</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法</li> </ul>  |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>土地改良事業における受益者負担金については、就農者の高齢化による離農者の増加や、米の自由市場化以降の価格の下落による農業所得の減少などから滞納者が発生するなど農業経営者にとって大きな負担となっている。</p> <p>農業者戸別補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、これらの生産費にかかる部分への配慮も必要と考えられることから、国による受益者負担への減額措置等の規定を根拠法例に加えることはできないか検討していただきたい。</p> <p>また、これらを管理している各土地改良事務所についても組織の整理合理化を積極的に推進し、各自治体業務として統合するなど人件費及び事務経費の削減を図ることで受益者負担の軽減を図るべきと考える。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等 |  |

【穂積委員④】

|                 |   |
|-----------------|---|
| 規制改革事項          | 農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し<br>(有害鳥獣捕獲にかかる基準の見直し)   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害を捕獲するには、狩猟免許所持者が捕獲しなければならない。</li> <li>・ 不特定多数の者が出入りできる農地では、狩猟免許所持者でなければ捕獲できない。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域では有害鳥獣の被害が農業者の経営を圧迫しているため捕獲が求められる。</li> <li>特に、果樹農家にとっては小動物のハクビシン、アナグマ等の被害に悩まされているので小動物被害の解消を図るべきである。</li> </ul>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人等の農家が、アライグマ等外来種の捕獲に関しては、捕獲計画書を提出すれば、狩猟免許所持者の指導により捕獲することができる。</li> <li>・ 小動物のハクビシン、アナグマ等も同じ取扱いにしていれば小動物の随時捕獲、農業者の安心感を得ることが期待できる。</li> </ul>   |

【穂積委員⑤】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し<br>(有害鳥獣捕獲にかかる基準の緩和)   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、精神の診断書が義務付けられた。</li> </ul>  |
|                 | <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄砲刀剣類所持等取締法</li> </ul>  |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このことによりめんどろだ、近くに精神の病院が無いなど免許返納者が増加している。狩猟免許第1種、第2種所持者、並びに、銃所持者の減少により、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況である。</li> </ul> |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣の追払いができる。捕獲檻での安全な止めさし、山間地域での安心な暮らしが確保できる。</li> </ul>  |



【本間委員】

|                |   |
|----------------|---|
| 規制改革事項         | EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除  |
| 規制の概要・<br>根拠法令 | <p><b>【概要】</b></p> <p>チーズの品質（風味や味）は「原料乳」「乳酸菌」「レンネット（仔牛の第4胃から抽出する凝乳酵素）」で決まるが、BSE 問題発生以降、BSE 発生国からの牛由来レンネットの輸入は禁止されている。</p> <p>2001 年 2 月 15 日には、食品衛生法に基づく法的措置を行い、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、EU 諸国等(*)からの輸入禁止措置がとられた。羊、ヤギ由来のレンネットについても、自粛という形をとり、事実上輸入ができない状況にある。</p> <p>BSE 発生前までは、レンネットの大半を EU 諸国からの輸入に頼っていたが、輸入禁止により、急遽国内チーズメーカーはレンネットの切り替えをすすめ、現在は安全とされている豪州産の牛胃由来レンネットと微生物レンネットに二分した状況にある。これでは、チーズの差別化、個別化が図られにくい。</p> <p>(*) EU 諸国<br/>ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン</p> <hr/> <p><b>【根拠法令】</b></p> <p>食品衛生法第9条（特定疾病にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止）</p> <p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）において、特定疾病に「伝達性海綿状脳症」を追加。</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、EU 諸国からのレンネットは、BSE を理由に輸入が禁止されているが、EU 内においてレンネットを使用して製造したチーズ製品は輸入されており、合理性を欠いている。</li> <li>・ 2000 年代初頭の EU 諸国における BSE 発生以降は、現在まで発生しておらず、また、輸入されたチーズ製品を食べてクロツフェルトヤコブ病になった事例もない。</li> <li>・ BSE 発生国である米国産輸入が行われている実態を鑑みれば、EU 諸国からのレンネットにおいても、輸入再開に向けた検討を開始すべきである。</li> <li>・ EU 諸国の牛・羊・ヤギ由来のレンネットが利用できるようになれば、チーズメーカーや加工を行う酪農家が、自らの理想に適う、より多様な製品を製造できるようになり、当該地域の活性化につながる。</li> </ul> |
| <p>要望具体例、経済効果等</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除する。</li> </ul>   |

【農林 10】

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>                  | <p>農業振興地域の整備に関する法律（農振法）を強化して、ヨーロッパ型のゾーニング制度を導入するとともに、農地法による規制はすべて廃止する。</p>   |
| <p>規制の概要・根拠法令</p>              | <p>農地の確保は農地法と農振法の2法による転用規制により、守られているが、両方ともザル法として有名である。1960 年から、現在の農地面積 461 万 ha の半分以上に相当し、現在の全水田面積に相当し、また農地改革で小作人に開放した 194 万 ha を上回る 250 万 ha がかい廃された。その半分以上は転用である。</p>  |
| <p>規制改革の方向性</p>                | <p>フランスのように線引きを厳格に設定するようにすべきであるとともに、いったん決定した線引きは容易に変更できないようにすべきである。フランスはゾーニングだけで農地を確保しており、農地法に相当する法規制は存在しない。</p> <p>農地法の全廃は難しいにしても、少なくとも、市町村長の農振法の適正な適用、「または経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に」という規定の撤廃、土地改良事業完了後 8 年たてば除外することもできる規定の削除、農振法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号の廃止、線引き変更にあたっての農林水産大臣への協議を行うべきである。</p>   |
| <p>賛成の意見<br/>（要望具体例、経済効果等）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農振法は市町村長が線引き（ゾーニング）事務を行うこととしているため、農振法第 10 条第 3 項の農用地区域編入要件を満たすにもかかわらず、市町村長が農用地区域として指定していない地域が 17 万ヘクタールも存在している。</li> <li>・ さらに、編入されている農地についても、選挙民から転用したいという声が上がると、容易に線引きを見直してしまう。しかも、市町村の方で線引きを見直したい人はいませんかという御用聞きのような対応を行っている例もある。このため、5年ごとの基礎調査に基づき見直すことが原則とされているが、「または経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に」変更ができるという規定（農振法第 13 条第 1 項）を根拠に、実際には平均すると1.5年に一回見直されている。</li> <li>・ また、土地改良事業完了後 8 年たてば除外することもできること</li> </ul> |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>とされていることから、同事業への農家の参加同意を取り付ける際に、「8年たてば転用できるから印を押してくれ」という説得も行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さらに、農振法施行規則第4条の4第1項第27号により「市町村の農業振興計画に位置付けられた施設」は農用区域から除外可能とされているため、土地改良事業完了後8年を経過しない農地も転用可能となっている。この第27号計画に位置付けられる施設に限定はないことから、農業振興とは関係ない施設（工場、大規模小売店舗、住宅）の立地も行われている（先に転用があり、後で農用区域からの除外理由をつける例が存在）のが現状である。</li> </ul> |
| <p>想定される反論</p>          |  |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |  |

【農林 11】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 規制改革事項             | 農地法の土地利用計画の厳格化と新たなゾーニング   |
| 規制の概要・根拠法令         | 市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つ（4ヘクタール以下）ことから、不合理な公共転用や第三セクター・民間転用が見受けられる。  |
| 規制改革の方向性           | 先進国にふさわしい美しい国と地域を実現するためにも、あるべき農業農村のあり方に沿ったゾーニングとその規制を厳正化すべきである。   |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の転用権限を基本的に国が持つことにより、地方公共団体の一方的な都合による転用ができなくなり、国全体としての農地利用のあり方の観点から農地のゾーニングが可能となる。</li> <li>・ また、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。</li> </ul> |
| 想定される反論            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用に時間がかかるようになる恐れがある。</li> </ul>  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方   |   |

【農林 12】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 規制改革事項             | 転用権限についての国への権限委譲  |
| 規制の概要・根拠法令         | 市町村や都道府県が農地の転用権限を一定程度持つ（4ヘクタール以下）ことから、不法転用についても、強制執行の権限を持ちながらも現実にその処理が追いついていないケースも見受けられる。   |
| 規制改革の方向性           | 集団的かつ効率的な農地利用についても障害が発生していることから、一部の例外や事前に定めた利用法を除いて転用等の権限を基本的に国が持つことによって、景観に配慮した効率的な土地利用が可能となる。   |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の転用権限を基本的に国が持つことにより、地方公共団体の一方的な都合による転用ができなくなり、国全体としての農地利用のあり方の観点から農地のゾーニングが可能となる。</li> <li>・ また、地域住民が豊かな農業に触れることの出来る、競争力ある農業と美しい地域の実現に資する農地制度とすべきである。</li> </ul> |
| 想定される反論            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地転用に時間がかかるようになる恐れがある。</li> </ul>  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方   |   |

【農林 13】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 規制改革事項             | 農業委員会の廃止（許可権限を国・地方自治体へ移譲）  |
| 規制の概要・根拠法令         | 農地法第2章、農業委員会等に関する法律  |
| 規制改革の方向性           | <p>農業委員会は廃止し、権利移動及び転用制限の許可権限を国もしくは地方自治体に付与する。</p> <p>自治体に付与する場合は、（自治体が利益関係者の圧力に影響されやすいとの懸念を持つ方が多いため、国の所管とすべきという意見の方が多いため）首長の諮問機関（審議会）を設置、国土利用、土地利用計画、農業関係の国、県の職員（メンバーが公務員であれば公開性を担保でき、行政不服審査法等による住民からのアクセスも容易となる。）、研究者等で構成。議論は公開、利害関係を有する農業経営者及び農業団体関係者は、構成メンバーに含めず、参考人として意見聴取する対象とする。</p> |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①農業生産法人の構成要件、②農業委員会の構成メンバーにかかる検討は、農業委員会による農地法の権利移動及び転用制限の厳格な運用ができていなかった現状と農業委員会の存続を前提としたものである。このために、まず、頭書の課題について検討を行った上で、①②の課題の検討を行うことが必要だと思慮する。</li> </ul>   |
| 想定される反論            |  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方   |  |

【穂積委員①】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 農業委員会の廃止・見直し   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村に農業委員会を置くこととされている。（その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては農業委員会を置かないことができる）</li> <li>・ 農林水産省令に基づき下限面積（別段の面積）を決定するには、農業委員会に諮る必要がある。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会等に関する法律</li> <li>・ 農地法第20条</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員は農家の公的な代表であるが、それが故に公平な審議が行われていないとの批判がある。</li> <li>・ 農地法に基づく許可等は、法令の基準に基づいて行われるものであり、その決定は農業委員会の有無に関係なく同じはずである。</li> <li>・ 市が担い手対策や耕作放棄地対策として考える下限面積（別段の面積）の決定ができない。</li> </ul>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法に基づく許可等が市町村職員による事務処理が行われるので農業委員の手を煩わす必要が無い。</li> <li>・ 農業委員の委員手当、選挙費などが不要になる。</li> <li>・ 市の担い手対策や耕作放棄地対策の推進に沿った下限面積（別段の面積）の決定ができる。</li> </ul>  |



【新浪委員①】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>           | <p>農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備<br/>農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>  | <p>【概要】<br/>担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を軽減するため、適正に農業を行うことを前提に、要件を緩和すべきである。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>農業生産法人（農地の権利を取得出来る法人）の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務について要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p>    | <p>「農業者の高齢化が進み、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ」、「後継者の確保が極めて不十分な状況にある」との認識がある中、農業への新規参入を促す制度が必要。<br/>但し、農地の不適正利用や農地転用を期待した参入を制限する為、監視の強化や農地のゾーニングを強化する事等、農地を保護する制度の強化を同時に進める必要がある。</p>                            |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p> | <p>個別農家の大規模化を推進するにあたって、法人化の必要性、どの様な法人形態が必要なのかを慎重に見極めた上で、緩和条件を検討する必要がある。</p>  |

【渡邊委員】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 農業生産法人要件（構成員、事業、業務執行役員）の緩和   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】<br/>農業生産法人に出資する人や法人は農業関係者が主体となる必要がある。また、農業と農業に関連する事業が、その法人の売上全体の過半を超え、全役員の過半がその法人の農業に常時従事しなくてはならない。</p> <p>【根拠法令】<br/>農地法</p>  |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | 農業生産法人の要件である、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件を緩和すべきである。   |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>農地の有効活用を図り、今後の農業の成長を図るためには、企業など多様な主体が参入できるよう、農業への参入の際の要件等を緩和すべきであり、適正な事業を行っている農業生産法人に対しては、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件を緩和すべきである。</p> <p>現在では、販売については営業法人を設立し、営業法人から農業法人へ貸付をして、資金調達を行っているケースもあるが、今後の農業の成長を図るためには、企業などが積極的に参入できるよう農業への要件の緩和をする必要がある。</p> |

【穂積委員②】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 農地基本台帳整備のための固定資産税データの利用  |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税徴収法 141 条で知りえた情報（住所地でなく、実際に連絡の取れる場所等）は、地方税法 22 条や地方公務員法 34 条などにより、情報の提供が禁止</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であることから、現状において多くの市町村では、正確な情報を得るため固定資産税データを利用している。これを合法的に行うためには、農地法に固定資産税データの提供を受けられる規定が必要である。</li> <li>・ 国もこうした事実、要望を把握していても、なんら対応する姿勢をみせていない。</li> </ul>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合法的に農地基本台帳の整備をすることができる。</li> <li>・ 固定資産税データを使うことなく、農家への調査の回答を基に農地基本台帳を整備している市町村については、そのための人件費や郵送料等の事務経費の支出が不要になる。</li> </ul>  |

【農林 14】

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>          | <p>農地流動化の促進①<br/>           主体が制限されている事業の民間開放<br/>           (1) 農地信託事業実施主体<br/>           (2) 農地保有合理化法人<br/>           (3) 農地利用集積円滑化団体</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p> | <p>以下の事業はそれぞれ主体が限定されている。<br/>           (1) 農地信託事業<br/>           ・ 農協、農地保有合理化法人に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。<br/>           &lt;農地法第3条第1項第14号&gt;<br/>           (2) 農地保有合理化法人<br/>           ・ 農業公社（都道府県・市町村）、農協（総合農協に限る）、市町村に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。<br/>           &lt;農業経営基盤強化促進法第4条第2項、同法施行規則第1条&gt;<br/>           (3) 農地利用集積円滑化団体<br/>           ・ 市町村、公社、農業協同組合等の非営利団体に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。<br/>           &lt;農業経営基盤強化促進法第4条第3項、同法施行規則第1条の2、3&gt;</p> |
| <p>規制改革の方向性</p>        | <p>担い手への農地集積がなかなか進まず、また、経営農地が分散している現状は、農地の効率的な利用が図られているとは言い難い。これまで農地の流動化を担ってきた主体だけではなく、新たな主体による積極的・戦略的な農地集積が急務である。<br/>           したがって、①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、農業生産法人や民間企業もその主体となれるようにすべきである。</p>   |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>賛成の意見<br/>(要望具体例、経済効果等)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは、農地所有の放棄を望む者が出てきた場合など、農地の権利移転が必要になって初めて、既存組織が買い手を探す場合が一般的。このため、相続等により、不在地主が細分化された農地を所有するという状況も少なくない。これでは、戦略的に農地集積をしたいと考える農業者のニーズを満たせていない。</li> <li>・ 農業生産法人は地域に根差し、当該地域に精通しているため、効率的な農地集積が行われる可能性が高い。また、農地の面的集積の実現に向けては、農地の所有者に対し、面的集積による農業経営の将来像やメリットなどを提示する必要があり、そのプレゼンテーション能力、交渉力、実行力は、民間企業のノウハウを十分生かすことも必要である。</li> <li>・ さらに、農地利用集積円滑化事業においては、当初「地域農業の担い手への農用地の利用集積を効率的に図るため、担い手と農地利用集積円滑化団体とが、農地の利用権の設定において一元的に協議・調整するための仕組みとして導入」されたため、原則として、一定の地域に一事業実施主体を位置付けることから、「営利を目的とする民間企業等」はなじまないとされている。しかし、現在では地域に複数の主体が存する場合も多く、一地域一主体との前提は崩れている場合も少なくない。</li> <li>・ 農協出資の農業生産法人が増加している現状では、農協と当該農業生産法人の境界が必ずしも明確でなく、農協が可能で民間企業や農業生産法人が不可能だとする合理的な根拠を失っている。</li> </ul> |
| <p>想定される反論</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利団体が、農地集積の事業を行なった場合、自らの利益を追求し、効果的な農地の集約化が図られないおそれがあるため、当該事業は非営利団体や公共団体等が行うことが適切である。</li> <li>・ 農地の権利に関する仲介業務一般を否定している訳ではなく、何ら参入障壁を設けていない。</li> <li>・ これらの事業により民間企業が農地を所有することは、民間企業の農地所有を認めていない農地法の趣旨に反する。</li> </ul>   |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p>        |  |

【農林 15】

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 規制改革事項                     | 農地流動化の促進②<br>不適正利用農地の改善   |
| 規制の概要・<br>根拠法令             | 農地法第 37 条に規定される特定利用権制度は、①農業委員会から遊休農地所有者への通知がなされないと手続きがスタートしないこと、②現在の利用権の設定等の協議対象者構成（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、特定農業法人）では、積極的な移転が図られないこと、③ペナルティがないこと、などにより有効に機能していないとの指摘がある。<br>〈農地法第 37～40 条〉  |
| 規制改革の方向性                   | 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進のためには、本制度の実効性の向上が不可欠である。<br>したがって、不適正利用農地の低減のための手続きの改善（一定の要件に基づき、①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す、②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする、③不適正に農地を利用した者及び不適正な状況を放置した団体に対するペナルティを創設する等、制度の実効性確保に向けた見直しを行うべきである。   |
| 賛成の意見<br>（要望具体例、<br>経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の意欲と能力には地域により差があること、地域の農業者が中心となっている農業委員会がかかる強制的措置の引き金を引くのは事実上難しいことから、手続きのスタートを農業委員会に任せるのではなく、行政が積極的に関与すべきである。</li> <li>・ 実際に地域において、農業の中核を担っている者を協議対象者に含めることで、当該地域に最も有効な農地集積が進む蓋然性が高まる。</li> <li>・ 農地を不適切に管理していることに対するペナルティがあれば、適切に管理できない者は自発的に農地を貸し出すと考えられ、農地の流動化促進に一層寄与する。</li> <li>・ 改正農地法第1条には、法目的として、「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、(略)、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずる」とあり、農地を適正に利用することは農地法</li> </ul> |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | 上の要請でもある。   |
| 想定される反論          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法改正時に見直した制度であり、法施行から1年も経っていないため、まずは現状把握が重要である。</li> <li>・ 所有権の制約は、相当に慎重に行うべきであり、十分な手続きを経る前に耕作権の強制移転をすべきでない。</li> </ul> |
| 当該規制改革に対する基本的考え方 |   |

【新浪委員③】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 規制改革事項                | 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進<br>農地流動化の促進   |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | 農業生産性を高めるべく、耕作放棄地を解消して農地を有効活用する必要がある。<br><br>【根拠法令】<br>農地法  |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | 流動化促進にあたっては、新たに農地を取得する者の転用期待を排除するべく、農地のゾーニング強化、監視強化が必要。<br><br>また、未相続農地や不在農家が多く存在する為、担い手に利用権設定する際、複雑な権利関係の調整が必要であり、農地の流動化を妨げている。農地の相続に係わる制度の見直しも必要。 |
| 要望具体例、<br>経済効果等       | 農地の地権者の保護は当然必要だが、国益の観点から抜本的な規制・制度改革が必要。農業に長けた者に農地が集積するという市場経済の競争メカニズムが機能しておらず、結果的に日本の農業生産性の低下を齎している。  |



## 【澤浦委員③】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 規制改革事項                | 民間不動産業者が農地を扱う認可制度の創設  |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p><b>【概要】</b></p> <p>現在の法律でも一般の不動産業者が農地を扱うことは可能であるが、一般の不動産業者が農業生産を目的とした農地の流動化に手を下すことは少ない。その理由の一つには、農地の集積等に関与してもそれに見合う収入が無いこと。もう一つは、農地の所有者が不動産業者が農地の集積が出来ることを知らないことだと思う。</p> <p>その為、農業法人が積極的に農業を行うために農地の集積をするのに、経営者自らが関わることしか現在は道はない。生産基盤である農地を使用する農業者の要望通り集積するプロが必要であるが、現在の仕組みの中ではそのような組織や個人は存在しないのである。</p> <hr/> <p><b>【根拠法令】</b><br/>農地法</p> |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>農業者が積極的に農地を集積したいと考えたときに、農業者側の見方でその仲介に当たる人や組織があると農地の集積が進み、効率的な農業が可能になる。</p> <p>そのようにするために、一つには農地の集積をする不動産の知識を持った組織や個人を認可、あるいは許可して、その人に農地集積のための補助金を出し、金銭的なインセンティブを持たせることが重要だと考える。</p>  |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>農地の集積が進み、効率的な農業を行う法人を育てることになる。</p> <p>又、農地集積のノウハウを持った不動産業者に補助を出すことで、農地の賃貸価格を上げることなく不動産業者の経営が成り立ち、なおかつ農地集積が積極的に進むと思う。</p> |
|-----------------|---|

【農林 16】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 規制改革事項             | 土地利用に関する措置の強化（耕作放棄への措置の強化）  |
| 規制の概要・根拠法令         | 農業振興地域の整備に関する法律第5章  |
| 規制改革の方向性           | <p>◎耕作放棄された農地の所有者に対する勧告等の措置の厳格運用と適切な措置を怠った場合の公務員への罰則強化。</p> <p>◎一定期間耕作放棄された農地の耕作権の強制的な移動措置、宅地並課税などペナルティの強化</p>  |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このことにより、農地の権利取得及び転用制限にかかる議論を農業生産法人の構成要件に持ち込む必要はなくなり、一般法人と農業生産法人の区別も必要なくなる。</li> <li>・ また、措置実施者が自治体であることから、農業委員会の権利取得及び転用制限の許可権限を自治体に移すこととの整合性がと機動性が確保できる。</li> </ul> |
| 想定される反論            |   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方   |   |

【農林 17】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>相続等によって不在地主による農地の所有が増えつつあるなかで、農家組合(集落の農家組織)の賦課金の集金等の集落管理コストが増大するとともに、集落が課す見えざる租税公課とその管理義務については、不在地主の意識として希薄化しつつある。また、耕作放棄地等については、その存在すら実態として放棄しつつあることから、結局、親戚や地元の関係者が管理することとなっている。</p> |
| 規制改革の方向性               | <p>このよう事態は、農地の利用集積からも弊害が生じており、農家経営の負担となっていることから、一定程度の管理利用責任を義務化すべきである。</p>  |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落における農地管理は、面的に行われる必要があり、部分的に管理が行われないことは、全体の利用について大きい影響を及ぼすことから、管理利用責任を義務化することは、耕作放棄地を削減する観点からも重要である。</li> </ul>                                 |
| 想定される反論                |   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |

【穂積委員③】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>規制改革事項</p>           | <p>農地の有効活用と地域活性化に向けた規制の見直し<br/>(市民農園開設にかかる基準の見直し)</p>   |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園を開設したくても、農地を所有する個人等では、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため、事実上貸付が困難な場合が多い。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園整備促進法</li> <li>・特定農地貸付法</li> </ul>  |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間地域では、耕作不可能となった形状が悪く小規模な農地（市街化調整区域に多い）があり、担い手等の借り手もなく住環境に悪影響を及ぼすので耕作放棄地の解消を求められる。</li> <li>・形状が悪く小規模な農地は、地域住民に耕作をする機会を与えて地域住民により耕作放棄地の解消を図るべきである。</li> </ul>   |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H17年9月施行の改正特定農地貸付法により、実態面で入り口が設けられたが、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため簡単には貸付できない。</li> </ul> <p>例えば：10aの農地を10人に貸付ける場合も協定を交わし農業委員会に申請して承認をえるのではなかなか面倒であり、市町村の裁量でできるようになると耕作放棄地も減少する。また、相当数のものを対象にする事となっているが、農家（特に高齢者が進み、貸したくても）ではなかなか公募はできないので、市町村の協力の下にできるようになればよい。</p> <p>よって、市民農園の貸付けについては農業委員会を介在しないで市町村レベルで開設できるようになれば、農家にとつ</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ても良いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自家消費のみではなく、その収穫物を直売所等で販売できるようにすることにより、耕作放棄地の解消、地域の活性化、食育の促進が期待できる。</li></ul> <p>大々的に販売するのではなく、自家消費であまったものを産直施設へ出しても良いのではないか。</p> <p>(市民農園の開設は、営利を目的としない農作物の栽培に供する)</p> |
|--|---|

【農林 18】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 農協からの信用・共済事業の分離   |
| 規制の概要・根拠法令             | 農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融(信用)事業、保険(共済)事業も行う世界に例をみない総合農協である。これは、昭和恐慌による農村の貧困を救うため、農林省の経済更生運動によって作られたものであるが、これが現在まで継続している。  |
| 規制改革の方向性               | 農協からの信用・共済事業の分離   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数の零細な兼業農家を相手とする農業関係事業は、効率が悪く、経常的に赤字である。農協はこの赤字を信用・共済事業の黒字で補てんしてきた。信用・共済事業を分離すれば、兼業農家主体の農協運営を改めることが可能となり、農業の構造改革が進展する。</li> <li>・ 農業関係事業ではなく信用事業の効率性を向上させるために、農協は合併して規模拡大を図ってきた。しかし、農業で採算の合わない周辺の農村地域から農協は支所等も撤退させてきた。特に中山間地域など営農指導の見返りとしての農産物販売等からの手数料収入が見込まれない地域では、農協はいち早く営農事業から撤退している。</li> </ul> |
| 想定される反論                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用・共済事業の黒字で無報酬の営農活動を行っている。</li> </ul>  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |

【農林 20】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 准組合員の廃止   |
| 規制の概要・根拠法令             | 農協には、他の協同組合には認められていない、地域の住民であれば誰でも農協を利用できる准組合員制度がある。しかも、現在では准組合員は農協の組合員の半数を占めるにいたっている。  |
| 規制改革の方向性               | 准組合員の廃止   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 准組合員制度が農協だけに認められたのは、①GHQ の要求により組合員を農民に限ったため、かつては農協の母体だった産業組合の組合員になれた地主も農協を利用できるようにしたこと、②戦前および農地改革直後の産業組合や農協は、非農家も組合員とし、農村すべての事業を行う地域協同組合だったことによるものである。当時は農村における非農家の割合は少なかった。しかし、農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格は農業者に限定すべきである。</li> <li>・ また、以前は地域住民も住宅ローンを取得するために農協の准組合員となるメリットがあったが、一般の銀行も住宅ローンを行うようになっている現在、その必要性は失われている。</li> </ul> |
| 想定される反論                |   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |



【新浪委員⑤】

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>           | <p>農林業支援組織等の見直し<br/>農協からの信用・共済事業の分離</p>  |
| <p>規制の概要・<br/>根拠法令</p>  | <p>【概要】<br/>主業農家を対象とした農協本来の機能を発揮する為に、信用・共済事業を分離する必要がある。</p> <hr/> <p>【根拠法令】<br/>農業共同組合法</p>                                  |
| <p>規制改革要望・賛成の意見等</p>    | <p>多数の零細な兼業農家を相手とする農業関係事業は、効率が悪く、経常的に赤字である。農協はこの赤字を信用・共済事業の黒字で補填してきた。信用・共済事業を分離すれば、兼業農家主体の農協運営を改めることが可能となり、農業の構造改革が進展する。</p> |
| <p>要望具体例、<br/>経済効果等</p> | <p>農協の経済・政治活動には、兼業農家や土地持ち非農家の意見が大きく反映され、必ずしも専業・主業農家のための活動ではないケースも考えられる。</p>  |

【農林 19】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする  |
| 規制の概要・根拠法令             | 農協法は組合員平等の原則に立ち、農協の利用率や農家の規模にかかわらず、どの組合員にも平等の議決権を与えている。   |
| 規制改革の方向性               | 農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とする。   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農協の組合員は約 500 万人いるが、ほとんどが兼業農家と農業をやめた本来は組合員資格を有しない土地持ち非農家と呼ばれる人たち(これは明白に農協法違反)である。65 歳未満の専業農家は約 30 万戸に過ぎず、農協の経済・政治活動には大きな発言権を有する兼業農家や土地持ち非農家の意見が反映されてきた。</li> <li>・ このため、農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。多数の兼業農家を維持すれば、政治力も発揮できるし、これらの農家が莫大な農外所得や農地転用利益を農協に預金するので農協経営にも役に立つからである。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。</li> <li>・ 一人一票制は農家が等しく小さい規模だった農地改革後の農村には適合していたが、専業、兼業という農家の分化が進み、売上高 1000 万円以上のわずか 14 万戸の農家が農業生産額全体の6割を生産するような時代には不適合となっている。しかも組合員のほとんどは米農家である。このため、農協の政治活動は、米、特に米価に傾斜して行われてきた。米価をあげたので、零細兼業農家が滞留した。これは農協が政治力を維持するためにも、高米価で米や肥料・農薬・農業機械などの高い販売手数料収入を獲得し農協経営を安定させるためにも有効だった。米について特に構造改革が遅れているのはこのためである。</li> <li>・ 日本農業の構造改革を推進するためには、農協の一人一票制を見直す必要がある。</li> <li>・ すでに、欧米諸国等では、利用高や農地面積に応じた発言権を認める「新世代農協」が活躍している。もはや一人一票制は協同組合活動の基本原則ではない。農協はロッチデールの原則を</li> </ul> |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>金科玉条のように主張するが、この原則も当初の政治的中立という原則をのちに削除するなど、絶対的なものではなく恣意的人為的なものにすぎない。</p> |
| <p>想定される反論</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一票制は協同組合活動の基本原則である。</li> </ul>   |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |   |

【農林 21】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限   |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>規制なし。</p> <p>このような会社は、2004 年で株式会社 439 社、有限会社 151 社に及んでいる。このような会社設立は、農協法による事業種類限定、員外利用規制をかいくぐるものとして、脱法的に行われる場合も多いといわれている。</p>                           |
| 規制改革の方向性               | 農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資の制限   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本主義に対抗して出現した協同組合が株式会社を設立すること自体自己矛盾である。</li> <li>・ また、組合員によるコントロールがさらに困難となり、農協組織自体の発展を目指した運営が行われかねない。</li> </ul> |
| 想定される反論                |   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |

【農林 22】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 集落・町内会の行政法人化による地域運営の透明化  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>集落・町内会は、末端の行政組織であるが、農村等における各団体の理事や委員の推薦のプロセス等や住民自治のあり方は、集落ごとに議決方法に大きな格差があり、必ずしも、集落の民意と透明性を得たものとは言い切れない。</p> <p>また、農業団体の意志決定の透明性が求められているが、そもそも、この集落での意志決定のプロセスとその考え方が起因するとも考えられる。また、米の生産調整などは、農業団体と一体的に集落において行われており、その組織の社会的位置づけは大きい。</p> <p>法人としては、一部に中間法人設立のケースも見られるが、行政組織のあり方としては、十分なものといえない。</p> |
| 規制改革の方向性               | <p>集落機能等を行政法人化することにより、そのプロセスを透明化し、合理的な意志決定や意見の反映を行える仕組みを、地域行政政策の枠組みで作る必要がある。</p> <p>また、集落営農が一部持つその社会性を明快に位置づけるためにも、集落や町内を行政法人化することが望ましい。</p>   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在にあっても、集落等では家長制度等の習慣が色濃く残っており、若年層の構成員の能力や意欲を削ぐケースも見受けられており、少子高齢化を見据えた日本社会のあるべき集落自治のあり方を末端の定義してゆくべきであり、その公平公正な自治の実現により、活力ある地域の再生発展が期待される。</li> <li>・ 行政法人化することにより、その意志決定のプロセスに透明性と公平性公正性が確保される。</li> </ul>  |
| 想定される反論                |  |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |  |

## 【澤浦委員②】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 野菜安定化基金の適応農家と需要者の範囲拡大  |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <p>現在、野菜安定化基金はあるが、その対象は系統にほぼ限られている状態で、系統外の契約栽培農業組織は使えない状況である。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>？</p>   |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>現在の野菜安定化基金は、国と県と農業団体が基金を積み立てて運用しているので、新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されているようだ。</p> <p>現在の野菜安定化基金は契約取引についても対象になり、需要者と生産者が直接契約をしている場合にはその機能が最大限に発揮され、契約取引で一番問題になっている過不足の時の価格調整が出来るようになり、需要者、生産者ともに安定した野菜の取引が可能になる。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>このように安定基金の積み立てを国と県だけでなく、需要者と生産者の直接契約でも積み立てを行い機能するようになれば、安心して国産の野菜を使用してもらえようになり、生産者の生産拡大につながる。</p>   |

【野高委員⑤】

|               |  |
|---------------|--|
| 規制改革事項        | 農政事務所(旧食糧事務所)における事務権限及び職員定数の削減について   |
| 規制の概要・根拠法令    | <p>【概要】</p> <p>2003年の食糧庁の廃止に伴う食料事務所の地方農政事務所への改組、続く2006年の統計情報センターの再編により現在の農政事務所の所管業務は消費・安全事務、食料事務、統計事務となり大幅な組織と職員定数の削減が行われたとされているが、組織の集約はなされてはいるが職員数については再編後もほとんど変わらないように見受けられる。</p> <p>また、昨年発覚した事故米事件への対応策として施行された「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)の一部施行は、新たな部員の確保だけでなく新たな事務的経費の発生が考えられる。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁の再編に係る関係法令等</li> <li>・米トレーサビリティ</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | <p>出先機関を縮小し組織改革を推進することは民主党マニフェストに掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして評価できるが、新たな制度に伴う権限の拡大、関係部署の増設・部員の確保などは徹底して抑制すべきと考えられる。</p> <p>また、農林水産省所轄の事務権限についても各地方農政局等の出先機関や地方自治体へ委譲できる部分の検討・協議を図ることも規制制例改革として取り上げるべきと考えられる。</p> <p>例：品種登録制改度革における品種登録の出願について農林水産大臣あて(窓口：知的財産課種苗審査室登録チーム)となっているが、申請については農政局、出先機関又は各自治体へ委譲又は委任していく。</p>   |
| 要望具体例、経済効果等   |  |

## 【澤浦委員⑤】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 規制改革事項                | 口蹄疫などの法定家畜伝染病の処分基準の見直し   |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p><b>【概要】</b><br/>今年、宮崎で起きた口蹄疫は家畜農家だけでなく地域経済をも奈落の底へ落とすような事件だった。<br/>口蹄疫は「殺処分」と言うのは法律で決まっているが、その根拠が本当に正しいのか疑問に感じるところがある。</p> <hr/> <p><b>【根拠法令】</b><br/>家畜伝染病に関わる法律</p>  |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>中国は口蹄疫の発生国であるが、その中国ではこのように殺処分をするようなことは無いようだ。なぜかという、口蹄疫は治る病気だからだ。<br/>現在の家畜伝染病に関わる日本の法律では「殺処分」となっているが、治る病気であり、人間に移ることのない病気であるのに、「殺処分」は意味があるのか疑問である。<br/>先進国では同じような法になっているようであるが、もう一度その根拠を科学的に疫学的に調べて、先進国に先駆けてこの法律について再度見直していくことが重要だと考える。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等       | 宮崎のような悲惨な状況が起こらない可能性がある。   |



【野高委員①】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 規制改革事項                | 農業者戸別所得補償制度及び新たな食糧管理体制の構築   |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p>【概要】</p> <p>食料（主に米）の需給と価格の安定を図るために制定された食糧管理法（以降「食糧法」「新食糧法」）の廃止により米の流通及び価格がほぼ自由になった結果、市場米価の下落対策として農家の戸別所得補償制度が制定された。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料管理法（1942年～1994年）</li> <li>・ 食料法（1994年～2004年）</li> <li>・ 新食糧法（2004～）</li> <li>・ 農業者戸別所得補償制度</li> </ul>   |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>米の流通の自由化にともない価格決定を自由市場化したことで、米価は20年前の1俵：約1万8千円から下落を続け、今年は1万2千円程度になっている。</p> <p>戸別補償制度の導入による所得補償と生産調整制度は理解できるところであるが、それにとまなう政策概算額年間：約1兆円はこれまでの減反政策における2千億円の5倍にあたるものであり財源の確保について疑問である。</p> <p>かつての食糧管理制度においても政府買入米における「米あまり」状態が財政の大きな負担となっていたことも十分理解はできるが、米価の安定化が図れないとすれば、今後ますます離農者が増加し、不耕作農地の対策問題としての経費等が更に発生してくると考えられる。</p> <p>米は日本国民の主食であり、第一次産業である農業の根幹をなすものであることから、国は徹底した管理のもと需要と供給及び農家所得の安定化に勤めるべきものと考えられる。</p> <p>今年度から施行されることとなった、戸別補償制度の導入とあわせ、国による新たな食糧管理体制の構築が望まれる。</p> |
| 要望具体例、<br>経済効果等       |   |

【農林 23】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 規制改革事項             | 中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加   |
| 規制の概要・根拠法令         | <p>・中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。</p> <p>&lt;根拠規程&gt; 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令第1条</p>  |
| 規制改革の方向性           | <p>近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資（農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの）や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。</p>   |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <p>【要望具体例】</p> <p>・現状、農業、林業、漁業は、業種ごとに農業信用保証保険制度等が存在しているが、地方においては、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、これらに対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。</p> <p>・最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えているが、事業用の資金と農業分野の資金で2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくい。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資や農協の融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できないケースもある。</p> <p>・農協以外の金融機関では農業信用保証保険制度の取扱いが十分普及しているとはいえない状況にあり、また、企業的農業経</p> |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>営においては、仕入れ・加工・販売時に農協と競合することなどから、農協から融資を受けることも難しく、金融機関を自由に選択する余地が少なくなっている。</p> <p>・去る6月18日に閣議決定された新成長戦略において、農林水産分野の成長産業化が謳われている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保険制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p> |
| <p>想定される反論</p>          | <p>・現行制度においても連携を強化しており、銀行等の農業保証基金への加入は100を超えている。運営面での課題ではないか。</p>  |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |  |

【農林 24】

|                        |   |
|------------------------|---|
| 規制改革事項                 | 国有林野事業の更なる民間委託の促進   |
| 規制の概要・根拠法令             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野事業については、民間事業者の能力を活用しつつ、国有林野事業を効率的に実施するため、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うこととしている。</li> </ul> <p>＜根拠規程＞国有林野事業の改革のための特別措置法第7条</p>   |
| 規制改革の方向性               | <p>国有林野事業については、路網整備・伐採等の施業を民間に委託しているが、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚の欠如が指摘されている。国有林野事業については、累積赤字の解消が喫緊の課題であることから、経営全般の民間委託等を検討し、民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みを導入すべきである。</p>                       |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <p>【要望具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野の事業運営については、民間事業者に伐採、造林、林道の開設・改良の実施行為を委託しているが、計画の設定及び木材の搬出等については、依然として国が担っており、非効率な運営が見受けられる。</li> <li>・ 民間の経営手法を活用し、森林に関する計画・施業・搬出までを一体的に取扱うことにより、国有林野事業のさらなるコスト削減が見込まれる。</li> </ul> |
| 想定される反論                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業に委ねることにより、治山、山林保全面等で支障が生じるのではないか。</li> <li>・ 国有林という大きな単位で経営するからこそ、効率的な経営ができる。</li> </ul>   |
| 当該規制改革に対する基本的考え方       |   |

【農林 25】

|                    |   |
|--------------------|---|
| 規制改革事項             | 保安林制度にかかる指定施業要件の変更  |
| 規制の概要・根拠法令         | <p>・保安林制度の指定施業要件の変更については、利害関係を有する者等が、指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣または都道府県知事に申請し、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合に、指定施業要件を変更することができる。</p> <p>&lt;根拠規程&gt;森林法第 33 条の 2</p>  |
| 規制改革の方向性           | <p>森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、当該要件の変更については、所有者等からの申請が必要である。保安林面積全体の約 9 割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、変更に多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。したがって、国による一括した要件緩和や届出制の導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha 当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）など、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。</p>   |
| 賛成の意見（要望具体例、経済効果等） | <p>【要望具体例】</p> <p>・現行の保安林制度では、指定施業要件を変更すれば植栽指定樹種や伐採率を変更できることとなっているが、変更するためには、多大な時間・手間をかけて手続きする必要がある。事務処理にも行政庁の多大な業務となっており、法律改正によりこれからの日本の林業政策というものは大きく前進すると思われる。また、国をはじめ、県、市町の職員の業務も大幅に縮減でき人件費をかなり圧縮できるものと思う。</p> <p>・保安林伐採後の植栽について、地域によっては元の樹種（スギ・ヒノキ等）の植栽を義務付けている箇所がある。このような山林が奥地で林業に適さない場合、スギ・ヒノキ等より広葉樹を植林すべきであるが、樹種を変更する保安林施業要件の変更は大変手間がかかるので相当の期間（数年間）が必要との指摘がある。奥地山林の広葉樹林化が進められるなか、国に対する手続きの簡素化または国の通達などにより一括して要件緩和</p> |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | し、政策の整合性を図るべきである。   |
| 想定される反論          | ・ 指定施業要件の変更は保安林の維持・管理に重大な影響を及ぼすことから、個別の申請により対応している。したがって、国の一括した要件緩和や届出制の導入による対応はできない。 |
| 当該規制改革に対する基本的考え方 |   |

【農林 26】

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <p>規制改革事項</p>                  | <p>林業経営にかかる許認可・届出等のワンストップ化</p>  |
| <p>規制の概要・根拠法令</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。</li> <li>＜根拠規程＞森林法第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条第 1 項第 9 号、森林法施行規則第 22 条の 14 の 3 第 1 項、第 22 条の 8 第 2 項</li> <li>・自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国定公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> <li>＜根拠規程＞自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条</li> </ul> |
| <p>規制改革の方向性</p>                | <p>伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画（※）を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入する。</p> <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求めることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>   |
| <p>賛成の意見<br/>(要望具体例、経済効果等)</p> | <p>【要望具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係の事務提出書類の煩雑さについては、システムを開発して 1 か所で手続きすれば完了する方向の検討が必要である。</li> <li>・保安林の間伐・作業道の開設（形状の変更）等同じ様な書類が多いうえに、間伐等について伐採立木の本数まで記載する必要があるなど、必要があると考えるににくい記載まで要求されている。簡素化と現状に合った手続きをお願いしたい。</li> <li>・国立公園・県立公園（特別 2 種または 3 種）であっても（通常これらの地域は保安林指定がされている）公園を管理する役所と保安林を管理する両方の役所に許可申請をしなければなら</li> </ul>   |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | ないが、重複申請をする必要が無いように一本化してほしい。   |
| 想定される反論          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各々の届出・申請は目的や許可基準等が異なることから、一本化することは困難。</li> <li>・ 申請書類を一本化することにより、項目数が多くなり、かえって手続きが煩雑になるのではないか。</li> </ul> |
| 当該規制改革に対する基本的考え方 |  |



【農林 27】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 森林簿・森林計画図の民間利用の促進  |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>森林簿及び森林計画図(「森林簿等」)は、施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要がある、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示している。</p> <p>このため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p>  |
| 規制改革の方向性               | <p>積極的・戦略的な施業集約を進めるため、一定の条件を満たした林業事業体には、森林所有者との施業委託契約の締結の有無に関わらず開示するなど、森林簿・森林計画図の民間利用を促進すべきである。</p>  |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者との施業委託契約の締結未了の時点で森林所在地・所有者等の情報が円滑に入手できなければ、民間林業事業体は施業集約に向けた森林所有者との交渉にすら入れない。</li> <li>・ 森林簿(及び森林計画図)は、そもそも国の法令や地方公共団体の条例には何ら根拠はなく、農林水産省の行政指導(次官及び林野庁長官の通知)により都道府県において整備されている。さらに、その書式や備付け場所等、取扱いの詳細も各都道府県が主体的に決定しているものではなく、農林水産省の行政指導に沿って実施していることから、農林水産省の関与が非常に強いものとなっている。</li> <li>この点に鑑みれば、農林水産省(林野庁)から、森林簿等の情報開示促進に向けた具体的な指導(技術的助言)を都道府県に対し行うことは可能と考えられる。</li> <li>・ 森林法の改正(H14 年度施行)により森林施業計画の作成主体に森林組合以外の民間林業者等も位置付けたのであれば、民間事業者(特に森林組合以外)が参入し施業集約を行うための、森林簿等情報が民間林業者に提供される制度設計が不可欠。</li> <li>・ 当該情報提供を、個人情報保護及び森林の整備・保全という政策目的との整合性を確保しつつ行うには、一定の歯止め措置(例えば、情報提供先を認定林業事業者に限定する、情報開示</li> </ul> |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>先事業者に個人情報の漏洩防止措置等の実施を義務づける等)が講じられれば十分。</p>  |
| <p>想定される反論</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、森林計画制度等全般の見直しのための法整備の中で検討しているところであり、現時点で回答不能。</li> <li>・ 個人情報保護との関係で、どこまで開示対象を広げるかは情報を所有している都道府県の自主的な判断であり、農林水産省として開示を強制することはできない。(農林水産省が開示対象となり得る事業者の例示・指針を作ることはできない。)</li> <li>・ 例えば投機目的等、不適切な事業者が参入する懸念があるため、情報開示先は拡大すべきでない。</li> </ul> |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |  |

【農林 28】

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>規制改革事項</p>                  | <p>林業種苗法の見直し</p>   |
| <p>規制の概要・根拠法令</p>              | <p>・林業種苗法においては、一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定している。<br/>         &lt;根拠規程&gt; 林業種苗法第 24 条、林業種苗法施行規則第 29 条</p> <p>・都道府県においては、林業用樹苗標準価格調整会議等にて、標準価格を決定している等、硬直的なものとなっている。<br/>         &lt;根拠規程&gt; 林業用優良種苗生産需給調整要綱に規定。</p> <p>・国は都道府県に対し、造林等の森林整備事業に要する費用の一部を補助すると規定している。(h a 当たり植栽本数は都道府県の独自規定)<br/>         &lt;根拠規程&gt; 森林法第 193 条、造林補助事業に規定。</p> |
| <p>規制改革の方向性</p>                | <p>種苗については、①種苗配布区域が定められ、地域間移動が行えない。②林業用樹苗標準価格調整会議等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公平な競争が阻害されている。③造林補助事業の対象となる h a 当たり植栽本数が 2,000~3,000 本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な 1,000 本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できない。との指摘がある。</p> <p>したがって、種苗配布区域の規制緩和、種苗生産にかかる民間開放及び造林補助事業の対象拡大を行うべきである。</p>   |
| <p>賛成の意見<br/>(要望具体例、経済効果等)</p> | <p>【要望具体例】</p> <p>・地域が分かれているため、九州で植えることのできた苗木が四国では植えられない。温暖化に伴い、九州の苗木を四国で植えても十分に生長する。気候を考慮し、当該基準を定めているのであろうが、柔軟な対応が必要である。</p> <p>・苗木については、実質的に都道府県の林業種苗組合を通したもののしか購入することができない。ある程度の面積の植林を行</p>   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>おうとする場合、供給が不足し、供給を待つ状況になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が技術開発した苗木については指定苗木ではないため、造林補助金の対象とはならないとの指摘がある。(一部地方自治体では苗木の大きさが適合すれば対象となる場合もある。)</li> <li>・植栽本数を少なくすることにより、主伐までの期間が短くなり、コスト面で外国産材に対して優位に立つことが可能となるのではないか。</li> </ul>   |
| <p>想定される反論</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗の配布区域については、苗の生長を科学的に実験のうえ、決定しており、最適な配布区域としている。</li> <li>・林業用樹苗標準価格調整会議等での標準価格の決定は参考とすべき指標のひとつであり、組合以外の生産者から購入できることから、価格の硬直性はない。</li> <li>・ha当たり植栽本数については、都道府県により運用が異なるが、2,000～3,000本を最適な本数として理解している。(2,000本以下については、補植にかかる補助が行われているのではないか。)</li> </ul> |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |   |

【農林 29】

|                        |  |
|------------------------|--|
| 規制改革事項                 | 森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備   |
| 規制の概要・根拠法令             | <p>・農林水産大臣、都道府県知事または市町村長は、当該職員に、実地調査等（測量・標識の建設・立木竹の伐採）を行わせることができる」と規定している</p> <p>&lt;根拠規程&gt;森林法第 188 条第 2 項</p>   |
| 規制改革の方向性               | <p>国や地方自治体の森林計画の策定・実施のため、民間事業者が業務委託を受け、森林の資源・境界調査を行い森林情報の整備を行っているところ、森林法においては、行政庁の職員にのみ立入調査を認めているため、民間事業者は業務受託をした場合でも、他人の森林を避けて大幅な回り道をするなど、非効率な調査を行わなければならない。</p> <p>したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</p>   |
| 賛成の意見<br>(要望具体例、経済効果等) | <p>【要望具体例】</p> <p>・森林法は、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するため、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき 5 年毎に森林計画を策定するよう求めている。国や地方自治体は、森林計画の策定・実施のために、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、こうした調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。</p> <p>・一方、森林法第 188 条第 2 項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大</p> |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第 15 条、道路法第 66 条）。</p> |
| <p>想定される反論</p>          | <p>・ 実地調査については他人の土地に入り、調査・施業を行う行為であり、所有権の侵害にかかる安易な拡大解釈を招く恐れがあるのではないか。</p>   |
| <p>当該規制改革に対する基本的考え方</p> |   |

【速水委員①】

|               |  |
|---------------|--|
| 規制改革事項        | 森林管理・環境保全直接支払制度の交付金支払い方法   |
| 規制の概要・根拠法令    | <p><b>【概要】</b><br/>           現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行している例が多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。<br/>           これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、実態として森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。<br/>           なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。</p> <hr/> <p><b>【根拠法令】</b><br/>           森林法第 193 条、森林法施行令第 12 条<br/>           但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で明定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。</p> |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | <p>23年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっている。今後、交付金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となるが、直接支払いの交付金の交付窓口は、中立的な郵便局、市中銀行の金融機関に限定されたい。</p>  |
| 要望具体例、経済効果等   | <p>作業班を持つ林業事業体でもある森林組合を交付金の支払先としないことにより、森林組合による事業の抱え込みを防止しつつ、対等な競争原理の下、効率的かつ質の確保された林業事業体の育成・新規参入につなげる。</p>   |

【速水委員②】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 森林集約化等の円滑な推進について   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <p>森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。</p> <p>この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則とし、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独（複数経営体の共同では不可）でも作成できることとする方向にある。</p> <p>この特例計画について、複数経営体の共同でも作成することができるようにすべきである。</p> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <p>現行森林法第 11 条～第 19 条、森林法施行令第 3 条</p> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>規模の大きい経営体による特例計画について、個人所有であれば、①過去の相続で、親子共有、親族の分割所有といった形態が一般化しており、現に一体的な経営管理をしている例が多いが、特例計画での共同作成を認めなければ経営管理の分割につながる。②今後、法人・個人を問わず、規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を指向することは今後、大きく推奨すべきことである。</p>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めることは、林業再生に極めて有効なものであり、経営の効率化とともに、共同出荷等で国産材の流通の合理化にもつながる。</p>   |



【穂積委員⑨】

|               |  |
|---------------|--|
| 規制改革事項        | 林地・立木の相続   |
| 規制の概要・根拠法令    | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立木の評価：時価の 85%</li> <li>・ 森林施業計画対象林の課税評価の計算特例：相続人が森林施業計画を継承する場合、林地・立木の課税価格を 5%軽減</li> <li>・ 延納の特例：森林施業計画対象立木の不均等納付可、低利子</li> <li>・ 施業制限に応じた評価額控除</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続税法第 26 条</li> <li>・ 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて（通達）</li> <li>・ 租税特別措置法第 93 条</li> <li>・ 公益的機能別森林施業区域内の山林及び立木の評価について（通達）</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | <p>持続的な森林経営を確保するため、相続時における課税の軽減と所有の分散を防止する仕組みが必要である。</p> <p>林業の採算性の悪化から、管理の行き届かない手入れ不足の森林が増加しているとともに、主伐もできない状況が続く状況であり、相続時点において収益性を見込んだ評価をすることは保有意識の低下を招くことになり、森林整備の継続性を欠くことになる。</p>   |
| 要望具体例、経済効果等   | 公益的機能の持続的な発揮   |

【穂積委員⑩】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 林地の譲渡に係る特例   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除（800万円）<br/>（地域森林計画の対象とされた山林を譲渡し、その土地取得者がその有する山林すべてに森林施業計画の認定を受けた場合）</li> <li>・ 林業経営基盤強化法に基づき知事のあっせんのより林地を譲渡した場合の特別控除（800万円）<br/>（間伐などが適切に実施されていない森林、伐採後一定期間造林が行われていない森林又はこれらの恐れがある森林であって、取得した林業経営改善計画認定者により効率的に施業を行うことが可能と認められる森林が対象）</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法第34条の3</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>森林経営計画（仮称）における集約化団地を促進するため、路網整備、搬出間伐の効率化に障害となる林地の保有合理化を増進させる仕組みに改める。</p>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>小規模零細所有者は経営意識が低く、管理を放棄した林地も多いことから、施業集約化の推進に合わせた保有合理化を進めることにより、団地内の低コスト化が図れる。</p>  |

【穂積委員⑪】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 地域材使用住宅建築における税制優遇  |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定長期優良住宅新築等特別税額控除<br/>           (法に規定に該当する家屋の内、その功三、及び設備等に関して耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の一定の措置が講じられている住宅で、認定されたもの)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所得税 (ローン減税) : 控除額優遇</li> <li>② 登録免許税 : 税率低減</li> <li>③ 不動産取得税 : 控除額優遇</li> <li>④ 固定資産税 : 控除期間延長</li> </ul> </li> <li>・ 長期優良住宅普及促進事業 (国交省 H22~H24)<br/>           (中小住宅生産者による取組を促進するため、一定の要件 (年間 50 戸未満) を満たす長期優良住宅について工事費の一部を助成する。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般型 : 建築費の 1 割以内で 100 万円以内</li> <li>② 地域資源活用型 : 建築費の 1 割以内で 120 万円以内<br/>               (構造材の過半において産地証明された地域材を使用)<br/>               ただし、1 事業者あたり 5 戸を上限とし、建築主に還元される必要がある。</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <p><b>【根拠法令】</b><br/>           長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期優良住宅の普及促進が環境負荷の低減につながることは充分理解しておりますが、地域材使用住宅の更なる需要拡大により、環境負荷の低減 (ウッドマイルズ、炭素固定など) が一般に広がる取組みが必要である。</li> </ul>   |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | 地域材の需要拡大が図られ、循環型社会の構築に貢献する。  |

【穂積委員⑫】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 森林・林業再生プラン   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業再生プランは「今後10年間を目途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。</li> <li>・平成22年度概算決定では、「森林整備事業は、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換する。」「集約化施業の取組みが平成23年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。</li> <li>・平成23年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表された。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。この場合は事業期間が短くなる。また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。</li> <li>・森林組合の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。</li> <li>・施業集約化への移行と事業施行が同時進行することになり、地域が混乱することは必至である。</li> </ul>                                     |
| 要望具体例、<br>経済効果等 |  |

【穂積委員⑬】

|               |  |
|---------------|--|
| 規制改革事項        | 森林所有者の責務   |
| 規制の概要・根拠法令    | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により森林所有者に義務付けられている。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。</li> <li>・ 森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定される。</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | <p>森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保することが求められる。</p>  |
| 要望具体例、経済効果等   | <p>施業集約化に限定した森林整備とする方針を示した以上、森林所有者の義務を明確に示すことが大切である。</p>   |

【穂積委員⑭】

|               |   |
|---------------|---|
| 規制改革事項        | 所有者情報の開示  |
| 規制の概要・根拠法令    | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿情報更新が適時に行われないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第 22 条 地方税に関する調査に関する調査に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する。</li> <li>・個人情報の保護に関する法律第 15 条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</li> <li>・同法第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</li> </ul> |
| 規制改革要望・賛成の意見等 | <p>納税義務者の確認には地方税法 22 条により情報の提供が禁止されています。情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところであります。</p> <p>森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままです。</p> <p>市が有する固定資産税納税義務者の開示により、森林所有者を特定することが必要です。</p>  |
| 要望具体例、経済効果等   |   |

【穂積委員⑮】

|                 |  |
|-----------------|--|
| 規制改革事項          | 獣害対策   |
| 規制の概要・<br>根拠法令  | <p>【概要】</p> <p>・木材価格の低迷により、立木代金では地拵え、・植栽等の植林費や下刈・除間伐等の保育費が賄えない状況にあり、主伐が先送りされています。また、植栽してもニホンジカ等の獣害により成林の見込みがない事例が多発しております。</p> <p>【根拠法令】</p> |
| 規制改革要望・賛成の意見等   | <p>・低コスト造林の普及と助成による採算性を確保する。</p> <p>①低密度植栽（1,000本/ha）による除伐作業の省略</p> <p>②筒状チューブによる成長促進と下刈作業の省略</p>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等 | <p>主伐を促進し、若齢林を確保することで、経営林の齢級構成を適正化でき、循環型社会の構築に貢献する。</p>  |

【穂積委員⑯】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 規制改革事項                | 山林境界の明確化  |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化については、国土交通省とも連携し加速化（中間とりまとめ）としているが、地籍調査を前提とする山林境界基本調査だけでは事業速度が遅いため、境界杭の設置のみを促進する方策が必要である。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土調査促進特別措置法</li> </ul> |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>平成23年度新規の施業集約化促進対策では、森林情報の収集、境界確認、施業提案書の作成などが交付金により支援されることとなりますが、集約化の団地設定から境界確認までが時間を要することから、事前の境界杭設置が必要であります。</p> <p>世代交代により森林の所在も分からない所有者が増えつつあることから、森林組合へ境界確認を委任する仕組みの整備が必要であり、山林境界調査員（仮称）を養成し、知識とノウハウの蓄積により公正化と効率化を推進することが求められている。</p>                     |
| 要望具体例、<br>経済効果等       | <p>境界の明確化は各地の森林組合等で先駆的な取組が行われているが、森林組合は地域の状況を見れば必要性は充分承知しているにもかかわらず、今まで事業に必要な施業界しか確認しないなど有効な手立てをとってこなかったのが実情であり、将来に活用できる境界杭の設置を進める仕組みが必要である。</p> <p>また、施業集約化の事前準備として取り組めることが必要である。</p>  |



【穂積委員⑰】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 規制改革事項                | 京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成  |
| 規制の概要・<br>根拠法令        | <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書の第 1 約束期間の終期である平成 24 年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業（造林補助）が来年度廃止されるため、現状の間伐実施量を確保することは困難となる。</li> </ul> <hr/> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法</li> </ul> |
| 規制改革要<br>望・賛成の意<br>見等 | <p>施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」の活用した間伐が可能となりますが、早急な対応が困難な地域においては、間伐量を確保するため従来の伐り捨て間伐を地方財源助成により存続することが必要であり、この場合の地財支援措置を拡充すべきである。</p>  |
| 要望具体例、<br>経済効果等       | <p>施業集約化への移行期間における間伐実施が確保される。</p>   |